

■議案第120号 四万十町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について

【要旨】

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)が施行されたことに伴い本条例を制定するものです。

【内容】

改正前の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条第3項においては、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準の根拠が規定されるとともに、具体の基準については環境省令(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則)へ委任されていましたが、第2次一括法第171条による「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正により、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者にあつては、環境省令の規定を参酌すべき基準として条例で定める旨が追加されました。

このことから、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例を制定するものです。